



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉・援護課）…………… 1
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の名称の変更の届出（福祉・援護課）…………… 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の所在地の変更の届出（福祉・援護課）…………… 2
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の所在地の変更の届出（福祉・援護課）…………… 2
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の事業の休止の届出（福祉・援護課）…………… 4
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課）…………… 4
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課）…………… 4
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定（福祉・援護課）…………… 5
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定（福祉・援護課）…………… 5
- 生活保護法による介護扶助のための施設介護を担当させる機関の指定（福祉・援護課）…………… 6
- 生活保護法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関の指定（福祉・援護課）…………… 6
- 市営土地改良事業に係る換地計画認可申請の適当の決定（村づくり計画課）…………… 7
- 地域森林計画の変更の公表・3件（森林緑地課）…………… 7
- 民有保安林の指定の解除（森林緑地課）…………… 7
- 指定管理者の指定・6件（住宅課）…………… 8

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）…………… 9

収用委員会事項

- 公示送達・2件…………… 9
- 公示による通知…………… 10

告 示

沖縄県告示第10号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年 1月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日

宮城歯科クリニック	那覇市字国場541番地	平成23年10月29日
東山整形外科	うるま市石川東山二丁目30番14号	平成23年11月1日
医療法人白水会明陽クリニック	沖縄市園田一丁目4番5号	平成23年11月1日
南城眼科	南城市玉城字堀川695番地1	平成23年11月1日
訪問看護ステーション白樺	沖縄市泡瀬一丁目23番13号	平成23年12月1日
みのり薬局	与那原町字東浜92番地4	平成23年12月1日
ハイビスカス薬局	南城市玉城字堀川697番地1	平成23年12月1日
りんご調剤薬局うるま店	うるま市字宮里264番地9 1階	平成23年12月6日

沖縄県告示第11号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

平成24年 1月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

通所リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
いちやりばちょうでいー美里	沖縄市美里三丁目10番17号	デイサービス松の里	いちやりばちょうでいー美里	平成23年11月1日

沖縄県告示第12号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年 1月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

所在地の変更

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護ステーションはごろも	宜野湾市大謝名一丁目20番2号	宜野湾市我如古二丁目8番16号	宜野湾市大謝名一丁目20番2号	平成23年10月18日
古波蔵調剤薬局	那覇市壺川2丁目13番1号	那覇市字古波蔵345番地	那覇市壺川2丁目13番1号	平成23年11月14日
わかば薬局	那覇市壺川2丁目13番41号	那覇市字古波蔵340番地41	那覇市壺川2丁目13番41号	平成23年11月14日

沖縄県告示第13号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成24年 1月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
ヘルパーステーションはごろも	宜野湾市大謝名一丁目20番2号	宜野湾市我如古二丁目8番16号	宜野湾市大謝名一丁目20番2号	平成23年10月18日

ケアパートナーこころ	名護市字伊差川1056番地3	名護市字川上254番地1	名護市字伊差川1056番地3	平成23年11月1日
------------	----------------	--------------	----------------	------------

2 訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護ステーションはごろも	宜野湾市大謝名一丁目20番2号	宜野湾市我如古二丁目8番16号	宜野湾市大謝名一丁目20番2号	平成23年10月18日

3 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
デイサービスでいご	糸満市字糸満1505番地3	糸満市字糸満825番地	糸満市字糸満1505番地3	平成23年12月1日

4 福祉用具貸与

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
有限会社沖縄介護サービス	沖縄市泡瀬三丁目21番10号	沖縄市安慶田四丁目15番17号	沖縄市泡瀬三丁目21番10号	平成23年10月17日

5 居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
ケアプランはごろも	宜野湾市大謝名一丁目20番2号	宜野湾市我如古二丁目8番16号	宜野湾市大謝名一丁目20番2号	平成23年10月18日

6 特定福祉用具販売

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
有限会社沖縄介護サービス	沖縄市泡瀬三丁目21番10号	沖縄市安慶田四丁目15番17号	沖縄市泡瀬三丁目21番10号	平成23年10月17日

7 介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
ヘルパーステーションはごろも	宜野湾市大謝名一丁目20番2号	宜野湾市我如古二丁目8番16号	宜野湾市大謝名一丁目20番2号	平成23年10月18日
ケアパートナーこころ	名護市字伊差川1056番地3	名護市字川上254番地1	名護市字伊差川1056番地3	平成23年11月1日

8 介護予防訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護ステーションはごろも	宜野湾市大謝名一丁目20番2号	宜野湾市我如古二丁目8番16号	宜野湾市大謝名一丁目20番2号	平成23年10月18日

9 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
デイサービスでいご	糸満市字糸満1505番地3	糸満市字糸満825番地	糸満市字糸満1505番地3	平成23年12月1日

10 介護予防福祉用具貸与

--	--	--	--	--

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
有限会社沖縄介護サービス	沖縄市泡瀬三丁目21番10号	沖縄市安慶田四丁目15番17号	沖縄市泡瀬三丁目21番10号	平成23年10月17日

11 特定介護予防福祉用具販売

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
有限会社沖縄介護サービス	沖縄市泡瀬三丁目21番10号	沖縄市安慶田四丁目15番17号	沖縄市泡瀬三丁目21番10号	平成23年10月17日

沖縄県告示第14号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり事業を休止した旨の届出があった。

平成24年 1月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	休止年月日
平成苑居宅介護支援事業所	豊見城市字名嘉地217番地 2	平成23年11月 1 日

沖縄県告示第15号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成24年 1月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
東山整形外科	うるま市石川東山二丁目30番14号	平成23年11月 1 日
なかのまちクリニック	沖縄市園田一丁目 4 番 5 号	平成23年11月 1 日
宮古皮フ科	宮古島市平良字下里397番地 7	平成23年11月 9 日
島袋外科整形外科医院	那覇市壺川 2 丁目13番 7 号	平成23年12月16日

沖縄県告示第16号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成24年 1月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
デイサービスかりゆしプラザ	那覇市松尾 2 丁目 2 番25号 4	平成23年11月 1 日
訪問介護ようき	南城市佐敷字津波古399番地	平成23年12月 1 日

2 認知症対応型通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
通所介護うむやす家	宮古島市平良字西仲宗根254番地	平成23年12月 1 日

3 居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
花あかり居宅介護支援事業所	那覇市字真地426番地121 2階	平成23年10月1日
居宅介護支援ようき	南城市佐敷字津波古399番地	平成23年12月1日

4 介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
デイサービスかりゆしプラザ	那覇市松尾2丁目2番25号4	平成23年11月1日
訪問介護ようき	南城市佐敷字津波古399番地	平成23年12月1日

沖縄県告示第17号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年 1月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ヘルパーステーションふくとく	北中城村字仲順375番地1	平成23年12月1日
訪問介護ようき	南城市佐敷字津波古400番地42	平成23年12月1日
ライオネット訪問介護センター	浦添市牧港二丁目33番7号	平成24年 1月1日

2 訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション白樺	沖縄市泡瀬一丁目23番13号	平成23年12月1日

3 居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
みのり薬局	与那原町字東浜92番地4	平成23年12月1日

4 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
はごろもデイサービス	宜野湾市大謝名一丁目20番2号	平成23年11月25日
デイサービス久志交じり	名護市字汀間32番地1	平成23年11月28日
デイサービスおもろの郷	うるま市字安慶名200番地	平成23年12月1日
那覇偕生園デイサービスセンター	那覇市首里石嶺町4丁目390番地	平成23年12月1日
デイサービスフェアネス城	南風原町字与那覇531番地	平成23年12月1日
通所介護うむやす家	宮古島市平良字西仲宗根254番地	平成23年12月1日

沖縄県告示第18号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年 1月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ケアプランセンターふくとく	北中城村字仲順375番地 1	平成23年12月 1 日
那覇偕生園ケアプランセンター	那覇市首里石嶺町 4 丁目390番地	平成23年12月 1 日
居宅介護支援事業所夢ぬ間	那覇市小禄 1 丁目 1 番43号上原アパート1 01号室	平成23年12月 1 日
居宅介護支援ようき	南城市佐敷字津波古400番地42	平成23年12月 1 日

沖縄県告示第19号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年 1月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

介護老人福祉施設

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム那覇偕生園	那覇市首里石嶺町 4 丁目390番地	平成23年12月 1 日

沖縄県告示第20号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年 1月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ヘルパーステーションふくとく	北中城村字仲順375番地 1	平成23年12月 1 日
訪問介護ようき	南城市佐敷字津波古400番地42	平成23年12月 1 日
ライオネット訪問介護センター	浦添市牧港二丁目33番 7 号	平成24年 1 月 1 日

2 介護予防訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション白樺	沖縄市泡瀬一丁目23番13号	平成23年12月 1 日

3 介護予防居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
みのり薬局	与那原町字東浜92番地 4	平成23年12月 1 日

4 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日

デイサービスセンターあかゆら	石垣市浜崎町二丁目2番地8	平成23年10月1日
はごろもデイサービス	宜野湾市大謝名一丁目20番2号	平成23年11月25日
デイサービス久志交じり	名護市字汀間32番地1	平成23年11月28日
デイサービスおもろの郷	うるま市字安慶名200番地	平成23年12月1日
那覇偕生園デイサービスセンター	那覇市首里石嶺町4丁目390番地	平成23年12月1日
通所介護うむやす家	宮古島市平良字西仲宗根254番地	平成23年12月1日

沖縄県告示第21号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、宮古島市長から申請のあった宮古島市西東地区（村づくり交付金）の換地計画について、平成24年1月10日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年1月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成24年1月18日から同年2月14日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第22号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、平成21年沖縄県告示第24号で公表した沖縄北部地域森林計画区の地域森林計画を変更した。

なお、当該変更に係る計画書を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。

平成24年1月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県告示第23号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、平成23年沖縄県告示第12号で公表した沖縄中南部地域森林計画区の地域森林計画を変更した。

なお、当該変更に係る計画書を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。

平成24年1月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県告示第24号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、平成20年沖縄県告示第16号で公表した宮古八重山地域森林計画区の地域森林計画を変更した。

なお、当該変更に係る計画書を沖縄県農林水産部森林緑地課、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。

平成24年1月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県告示第25号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成24年1月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除に係る保安林の所在場所 宮古島市平良字久貝大浜458番 6 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 水道事業用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第26号

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和48年沖縄県条例第45号）第68条の規定により、県営住宅等（北部地区に所在するものに限る。）の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年 1月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 指定管理者となる団体 沖縄県住宅供給公社 那覇市山下町18番26号
- 2 指定の期間 平成24年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

沖縄県告示第27号

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和48年沖縄県条例第45号）第68条の規定により、県営住宅等（中部A地区（うるま市、沖縄市、読谷村及び嘉手納町の区域をいう。）に所在するものに限る。）の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年 1月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 指定管理者となる団体 沖縄県住宅供給公社 那覇市山下町18番26号
- 2 指定の期間 平成24年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

沖縄県告示第28号

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和48年沖縄県条例第45号）第68条の規定により、県営住宅等（中部B地区（北谷町、北中城村、中城村、宜野湾市、浦添市及び西原町の区域をいう。）に所在するものに限る。）の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年 1月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 指定管理者となる団体 沖縄県住宅供給公社 那覇市山下町18番26号
- 2 指定の期間 平成24年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

沖縄県告示第29号

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和48年沖縄県条例第45号）第68条の規定により、県営住宅等（南部地区に所在するものに限る。）の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年 1月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 指定管理者となる団体 沖縄県住宅供給公社 那覇市山下町18番26号
- 2 指定の期間 平成24年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

沖縄県告示第30号

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和48年沖縄県条例第45号）第68条の規定により、県営住宅等（宮古地区に所在するものに限る。）の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年 1月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 指定管理者となる団体 住宅情報センター株式会社 宮古島市平良字西里1107番地 7
- 2 指定の期間 平成24年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

沖縄県告示第31号

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和48年沖縄県条例第45号）第68条の規定により、県営住宅等（八重山地区に所在するものに限る。）の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年 1月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 指定管理者となる団体 住宅情報センター株式会社 宮古島市平良字西里1107番地 7
- 2 指定の期間 平成24年 4月 1日から平成27年 3月31日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年 3月 5日まで縦覧に供する。

平成24年 1月17日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年 1月 6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人宮古島自然緑化協会
- 3 代表者の氏名 高橋洋二
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宮古島市上野字宮国784番地 1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、宮古島の貴重な自然環境の保全及び緑化の維持を行い、緑やお花であふれる自然豊かなまちづくりの推進を通して宮古島の地域経済発展に寄与することを目的とする。

収 用 委 員 会 事 項**沖縄県収用委員会告示第1号**

土地所有者 藤村諒 アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス市イロロ通りアパートNo. 1 836-S

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項において適用する土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けて下さい。

記

普天間飛行場に係る平成23年 9月 8日付けの裁決書

（注意）上記書類を受領しないときは、平成24年 2月 7日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 1月17日

沖縄県収用委員会

沖縄県収用委員会告示第2号

土地所有者 亡玉城進相続人玉城茂 糸満市字喜屋武245番地

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条第1項において適用する土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けて下さい。

記

嘉手納飛行場に係る平成23年9月8日付けの裁決書

(注意) 上記書類を受領しないときは、平成24年2月7日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 1月17日

沖縄県収用委員会

沖縄県収用委員会告示第3号

収用しようとする土地 沖縄県那覇市若狭1丁目18番10

土地所有者 亡古謝文昌法定相続人古謝美智子 住所不明

土地所有者 亡古謝文昌法定相続人古謝康久 住所不明

土地所有者 亡阿波連之智法定相続人渡邊永子 住所不明ただし、住民票上の住所滋賀県東近江市山上町1258番地1

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条第1項の規定に基づき上記の者に通知すべき下記書類は、当収用委員会事務局(沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内)において保管してあるので、出頭の上その交付を受けて下さい。

記

那覇広域都市計画道路3・4・那22号松山線裁決申請等事件に係る裁決申請があった旨の通知

(注意) 上記書類を受領しないときは、平成24年2月7日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成24年 1月17日

沖縄県収用委員会

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 福琉印刷 〒900-0012 沖縄県那覇市泊2-19-8</p>
--	---